

平成29年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月30日(金) 午後3時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員 (12人)
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 山本 賢一 太田 桂子
6. 議 事
 - (1) 議案 第39号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第40号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第41号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第42号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告9号 農地法第18条6項の規定による農地の合意解約について
 - (6) 報告10号 農地の許可不要転用届について
 - (7) その他

唯局長 こんにちは。
お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日は平成29年第11回の通常総会であります。今回は、総会終了後に農業者年金の加入促進について、中央会・農業会議からお越しいただき、研修会を予定しております。最後までよろしくお願ひ会います。

それではただいまから、総会を始めさせていただきます。
本日の農業委員さんのご出席数は12名中、全員のご出席をいただい

ておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長

こんにちは。
委員の皆様には、平成29年第11回の農業委員会の総会にご出席いただきありがとうございます。この間と同じく、今回も台風が心配されましたが、逸れまして本当に助かりました。私のところもこれからアキマサリの資料米を、これから40丁くらい刈らなくてはならないものですから、今日から6台のコンバインで刈っております。この間の10月20日に、県の農業会議の常設審議会が熊本テルサでありましたが、その中で農業委員会法が改正され最適化推進委員さんができたということで、農業委員さんと最適化推進委員さんの活動をどういうふうにしていくかを話がありました。農業会議から進め方をどういう風にするかを具体的に話があったんですけど、今後農業委員会の局長の会議を開催するというので進められていくんですけど、その中でやっぱりアンケートを取って意見を聞いて、取りまとめて進めるというような話がありまして、その中で私から、結局農地が遊休農地になったり荒れたりしている農地は誰でも貸したいという話をしまして、そういうところはですね、作りにくいところ、作られないところ、そういうところだから中間管理機構を通して中間管理機構がもし借りても、2年内には戻さなくてはならないようになるという話をしました。結局、借り手も今ほとんど中間管理機構を通して貸し借りをしてますけど、相対で借り手も必ず決まっているものを世話しているという状況であります。だから、当然申し出があって説明をして、農業委員さんとか最適化推進委員さんが回って、預かっても借り手がいなければ何にもならない。だから、そのためにはちゃんとそういうような圃場条件が悪いところはピシャッとしないと何にもならないという話をして、そのためには今、農業基盤整備事業がこういう制度がいいのがあるから、これとセットに進めていくべきだと話をしました。皆さんも結構そういうことだということになりました。今後、そういう方向になっていくと思います。今日は後から、農業者年金の話もあります。農業者年金の制度も昔と比べて勧めやすい年金で、しっかり話を聞いていただいて、進めていただきたいなと思います。今日はよろしくをお願いします。

唯局長

ありがとうございました。

次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いします。

田代議長 それでは、平成29年第11回農業委員会総会を開会します。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するというところでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、山本委員さんと太田委員さんをお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。

まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いします、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしくお願いします。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第39号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので、よろしくお願いします。

中山委員 はい。申請番号1番を説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記、現況につきましては合計の方で説明申し上げます。田が12筆、畑が6筆、計18筆、登記面積が田8958㎡、畑が8798㎡、合計の17756㎡です。耕作面積が17756㎡、申請面積が同じく17756㎡です。所有権は無償です。譲受理由、親受贈、譲渡理由は子へ贈与、家族2名、権利の種類は贈与です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。申請地までの通作距離

は1kmであり、農業年数35年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 はい。2番について説明します。譲受人・譲渡人及び土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑、現況畑です。登記面積は62㎡です。耕作面積4895㎡、申請面積が62㎡です。貸借形態は所有権有償です。譲受理由は自作地交換、譲渡理由は自作地交換です。家族1名、権利の種類は交換です。以上です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。申請番号2番について補足説明します。申請地は自宅の近接地であり、農業年数35年、農機具も所有し、主たる作物はコメ・野菜になります。なお、こちらの案件は8ページの第5条申請の1番との関連がある案件で、転用地申請との交換になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。続きまして、申請番号3番について、確認委員は私ですので説明します。

田代委員 申請番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積は387㎡，耕作面積7170㎡，申請面積387㎡，貸借形態所有権有償です。譲受理由規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族1名，権利の種類は売買です。よろしくお願ひします。

田代議長 説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作距離は100mであり，農業年数3年，農機具も所有し，主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。以上で議案第39号については3件すべて承認を得ましたので，許可書の交付を行います。

次に議案第40号，農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議についてを議題といたします。

申請番号1番について，確認委員さんは中山委員さんですので，説明をお願いします。

中山委員 はい。申請番号1番について説明します。申請人，土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況宅地です。登記面積1.98㎡，転用目的は通路です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい。申請番号1番について補足説明します。地図は6ページです。

申請人は八代市に居住する個人であり、申請地が通路の一部として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はすでに通路として使用しており、始末書添付の案件となります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500m以内に花園小学校および花園幼稚園があるため、第3種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で、議案第40号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第41号、農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑、現況畑、登記面積62㎡、内転用面積も62㎡です。権利の種類は所有権有償、先ほどの3条申請との交換です。転用目的は通路です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は9ページです。こちらは、第3条申請の2番との関連案件になります。申請人は、境目町に居住する個人であり、自己所有農地までの通路が無く不便であったため今回の転用申請となりました。申請地は都市計画の用途地域であり、第3種農地になります。許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。続いて申請番号2番について、確認委員さんは中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑、現況畑、登記面積669㎡、内転用面積669㎡です。権利の種類は、所有権有償売買です。転用目的は共同住宅224.42㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 申請番号2番について、確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明をします。地図は10ページです。申請人は熊本市に居住する個人であり、共同住宅を建てる場所を探していたところ、申請地が住宅地域で、若い世代の家族が増加傾向にあるため適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員さんは金田委員さんですので、説明をお願いします。

金田委員 申請番号3番について説明をいたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田、現況畑、登記面積は2筆合計

1 6 9 6 m², 権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は駐車場・公園・小屋です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。地図は11ページです。申請人は高柳町で飲食店を営む個人であり、来客用の駐車場、公園、小屋を作るために申請地が隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はすでに一部が駐車場として利用しており、始末書添付の案件となります。申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

山本委員 公園としてありますが、どういう公園ですか。

事務局 お局様が来店されて楽しめる公園です。

山本委員 公園となると公の施設と思われませんが、来客の遊び場の様なものなのでしょうか。

事務局 そうですね。

山本委員 面積が広いし、開発許可が必要ではないのか。

事務局 1000m²を超えると、都市整備課で災害防止条例にかかるので、そちらは別途手続きを進められています。ただ、県の開発許可は3000m²以上なので、それには該当しません。

田代議長 進入道路の所有はどうなっているのか。公道なのか私道なのか。

事務局 確認しておりません。調べてみます。

田代議長 ほかにご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をします。
以上で議案第41号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第42号、農用地利用集積計画の同意についてを議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をいたします。番号87番、借り手・貸し手・物件の表示は議案書の通りです。地目田、面積が902㎡、平成29年10月30日から平成34年10月29日まで5年間の賃借権の設定となっており、借賃は1筆当たり米1俵となっております。

番号88番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目が3筆とも田で、面積が3筆合計の4926㎡で、平成29年11月1日から平成39年10月31日までの、10年間の賃借権再設定となっており、借賃は10アール当たり40000円となっております。

続きまして、番号89番から92番までは、農地中間管理事業に関連する案件となります。

番号89番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目が8筆とも田で、面積が計の6794㎡、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号90番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目が田で、面積が1117㎡、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号91番。借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載の通りです。地目2筆とも田で、面積合計が2466㎡、平成30年1月1日から

平成39年12月31日までの10年間の賃借権設定となっており、借賃は10アール当たり10000円となっております。

番号92番。借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載の通りです。地目田で，面積が2227㎡で，平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の賃借権設定となっており，借賃は10アール当たり10000円となっております。

続きまして15ページをお開きください。

こちらが今月の利用権設定等一覧表となっております。続きまして16ページをお開きください。左側の表が今月の利用権設定となっております。合計だけ読み上げますと，利用権の設定が18432㎡行われております。そして右側のページが1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと，利用権設定が323797㎡，所有権移転が6988㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方からのご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，議案第42号については同意をします。以上で，議案第42号については同意したことを市へ通知をいたします。

次に，報告9号。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番，解約農地は議案書記載の通りです。地目田，面積が1117㎡で，賃貸人・賃借人は議案書記載の通りです。平成29年10月3日付け，農地中間管理事業利用のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告9号の事務局からの報告を終わります。

次に，報告10号，農地の許可不要転用届の報告についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。地図は、申請番号1番が21ページ、申請番号2番が22ページです。

申請番号1番について報告いたします。届出農地、転用者、所有者は議案書記載の通りです。農地面積610㎡の内199㎡を農業用倉庫に転用するものです。農地法施行規則において、自己所有地の200㎡未満の農業用施設については、農地法第4条及び第5条の許可不要とされていますので報告します。

続きまして申請番号2番、届出農地、転用者、所有者は議案書記載の通りです。農地面積4筆計1415.52㎡を防災広場に転用するものです。こちらは、去年の熊本地震により、それまで使われていた防災広場が仮設住宅に使用され、使えなくなったため今回の転用申請となりました。そのため、仮設住宅が撤去されるまでの転用となります。土地収用法その他の法律によって収用、または使用する場合は、農地法第4条及び第5条の許可不要とされておりますので報告します。以上です。

田代議長

以上で、報告第10号について、事務局の報告を終わります。

以上で予定しておりました案件は、おかげさまですべて承認いたしました。その他ですが、事務局より皆様に連絡等がありましたらよろしく申し上げます。

事務局

1点だけ、先ほど農業者年金関係の対象者名簿をお配りしております。今日、研修もありますので事前にお配りしましたが、百数十名記載しております。対象者名簿ということで挙げておりますけど、その他にもお知り合いなどいらっしゃると思いますので、名簿にこだわらず今後、特にこれからの2か月間を加入推進月間という形でできればと思っておりますので、加入推進をお声かけいただき、もし興味がある方で、話を聞きたいと言われる方には、私の方から話をさせてもらっても構いませんので、この2か月間の推進月間にご協力をお願いします。名簿の中には名前が間違っていたり農業を辞められていたりする場合もあるかもしれませんが、その際はご了承をお願いします。地区だけのこだわらず、お知り合いにも声かけをお願いします。以上です。

佐美三副会長

それでは平成29年第11回農業委員会総会を閉会します。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 山本 賢一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

※ 閉会后，中央会・農業会議から農業者年金の新規加入促進について研修会
が開催された。